

日本学生支援機構 第二種奨学金の貸与期間延長希望について

2020.12.18

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急対応について、日本学生支援機構より、下記案内がありました。卒業予定期を超えて在学期間を延長される方について、貸与期間が最大1年延長可能となります。

記

1. 対象者

学部生

大学院生（修士・博士前期課程、博士・博士後期課程、専門職学位課程(法科大学院含む)）

2. 対象学年

最高学年

3. 対象者の要件

次の①～③全てを満たす方

①令和2年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている方

※令和2年度の途中満期終了の方含む（令和2年度途中での辞退者は含みません。）

②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった方

③学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められる方

4. 提出書類

『第二種奨学金貸与期間延長願』（様式9）

（人的保証の場合は、連帯保証人・保証人それぞれの自署と実印での押印、及び添付書類として印鑑登録証明書が必要です。）

本学ホームページ

教育・学生生活>>経済支援>>奨学金制度>>独立行政法人日本学生支援機構:新着情報>>貸与第二種奨学金の期間延長希望について

からダウンロードしてください。ダウンロード出来ない方は、奨学支援グループにご連絡ください。

5. 提出期限

令和3年1月5日(火)

6. 延長期間

貸与期間を最大1年延長可能

※貸与終了予定が令和3年3月の場合、令和3年4月～令和4年3月まで延長可能

※貸与終了が令和2年9月の場合、令和2年10月に遡り、令和3年9月まで延長可能

※既に「第二種奨学金貸与期間延長」により貸与期間の延長を受けている場合、延長できる期間は通算して最大1年です。

7. 『第二種奨学金貸与期間延長願』（様式9）の記入に関する留意点

- ① 「延長事由」は、「被災（災害に起因する特殊事情を含む）による場合」を選択してください。
- ② 「延長が必要となった理由」の記述欄には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い卒業延期となり、奨学金が必要である旨を記載してください。

（記入例）「新型コロナウイルスの影響で就職できず、在学期間を延長するため奨学金が必要となる」

8. 書類提出先

【持参】 学生支援課 奨学支援グループ（鶴甲第一キャンパスB棟1階学生センター内）

平日 8:30～17:15（令和2年12月26日～令和3年1月4日除く）

【郵送】 〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1

国立大学法人神戸大学 学務部学生支援課奨学支援グループ

（封筒表に『奨学金書類在中』と朱書きしてください。）

照会先：神戸大学学務部学生支援課奨学支援グループ

TEL：078-803-5430, 5433

E-mail: stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp

以上